

特定有人国境離島 地域社会維持推進交付金

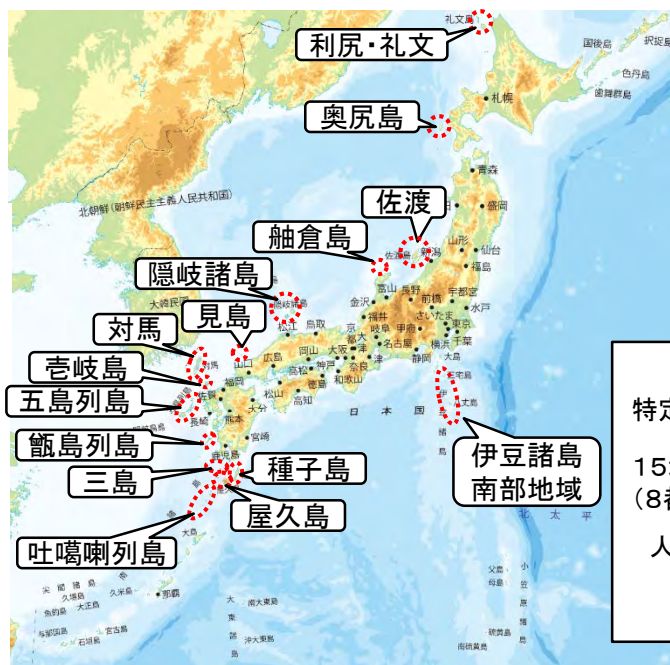
制度概要

内閣府総合海洋政策推進事務局
有人国境離島法政策推進室

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

事業概要・目的

- 近隣諸国の海洋活動が活発化している状況に鑑み、平成29年4月に施行する有人国境離島法に基づく施策を推進するため、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するための交付金制度を創設します。



特定有人国境離島地域
15地域・71島
(8都道府県・29市町村)
人口 269,307人
(H27国勢調査)

事業イメージ・具体例

①運賃低廉化

- 離島住民向けの航路・航空路の運賃を、JR運賃並、新幹線運賃並に引き下げ
 - 老朽船舶更新のための旅客運賃引上げを抑制
- 交付率 5.5/10

②物資の費用負担の軽減

- 農水産物(生鮮)全般の移出に係る輸送コストを低廉化
 - これらの原材料等の移入に係る輸送コストを低廉化
- 交付率 6/10

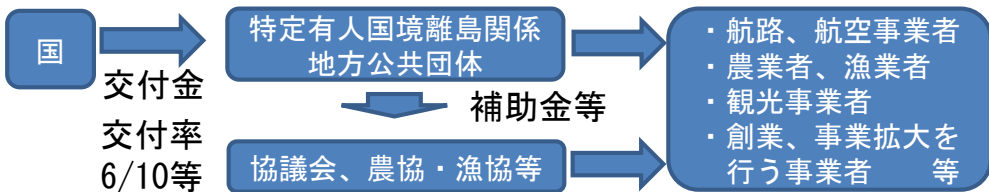
③雇用機会の拡充

- 民間事業者等による創業・事業拡大等のための設備投資資金、運転資金への支援（重要な取組は最長5年支援）
- 交付率 5/10

④滞在型観光の促進

- 「もう一泊」してもらうための旅行商品等の開発、企画、宣伝、実証、販売促進により、旅行者の実質負担を軽減
- 交付率 5.5/10

資金の流れ



期待される効果

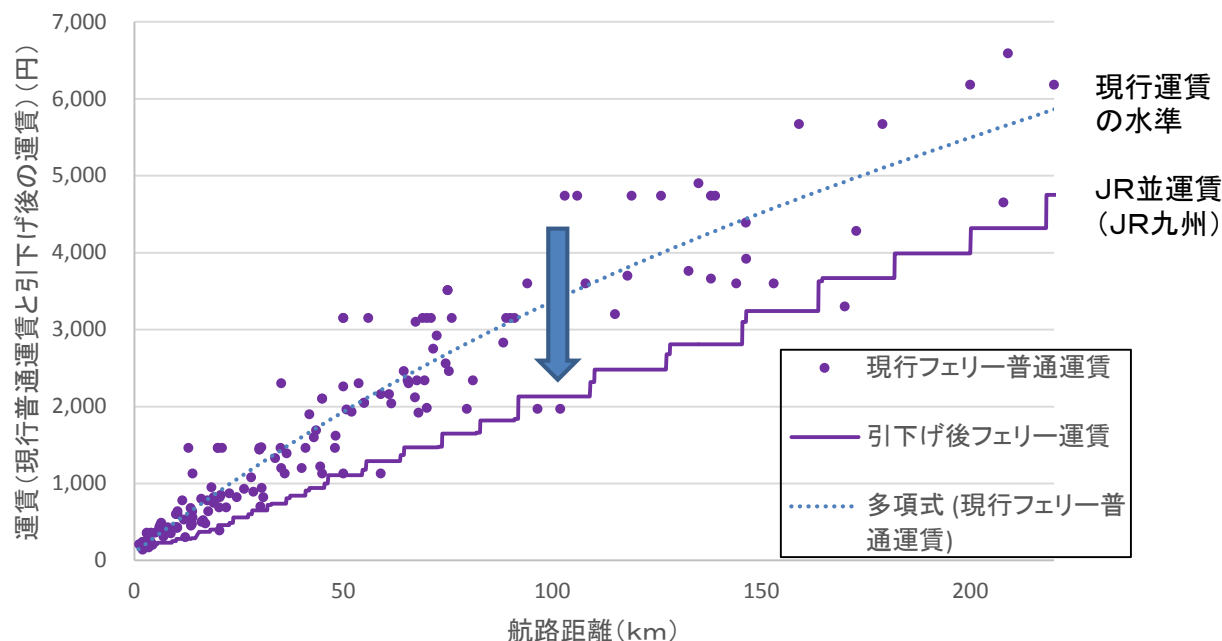
特定有人国境離島地域の

- ・人口減を抑制します。
- ・新規雇用者数が増加します。
- ・観光客等交流人口が増加します。

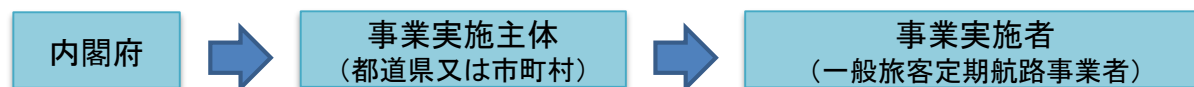
特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、**住民の航路運賃をJR運賃並みまで低廉化する経費の一部を支援する。**

フェリー運賃は**平均35%**、高速船の運賃は**平均45%**、ジェットフォイルの運賃は**平均39%**引き下げ（数字は主要な航路における普通運賃からの割引率の単純平均）

航路の運賃低廉化イメージ



【交付金の流れ】



交付率55/100
特別交付税措置

※割引住民運賃の水準は、事業実施主体が決定(必要に応じて地方公共団体や事業者等で構成する協議会にて協議)

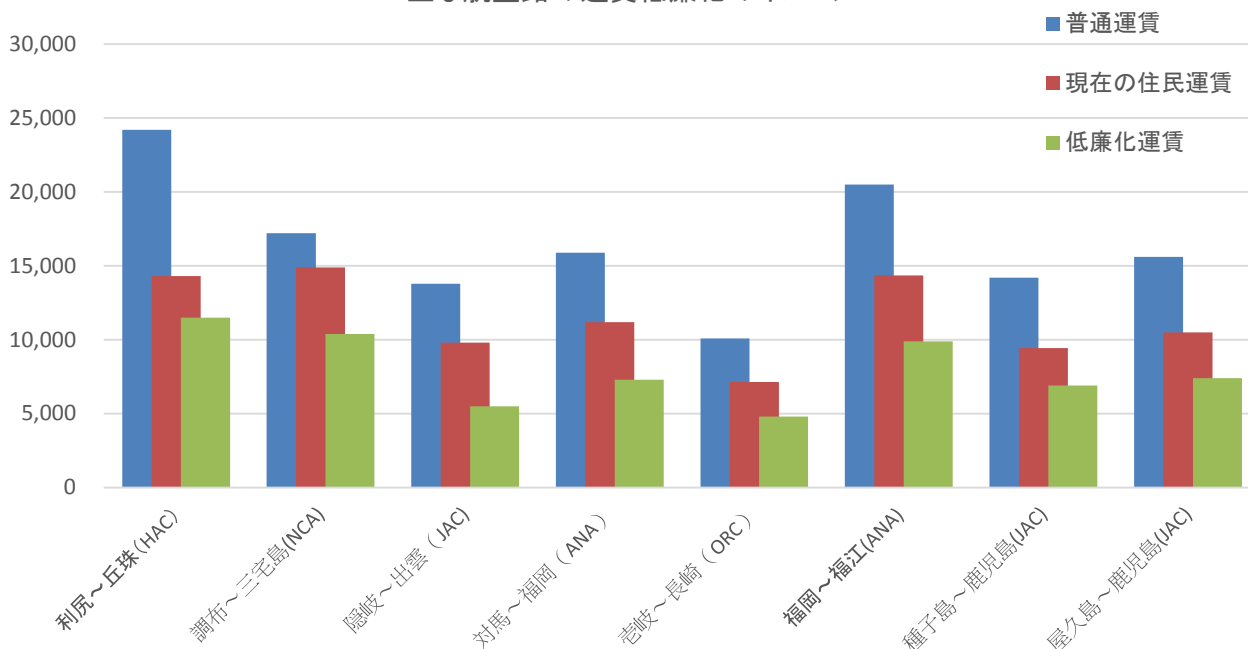
事業の概要

- (1) 事業実施主体
地方公共団体(都道府県又は市町村)
- (2) 事業実施者
国内一般旅客定期航路事業者
- (3) 低廉化の対象者
 - ① 特定有人国境離島に居住する者
 - ② これに準ずると市町村長が認める者
※離島での移住・定住や継続的来訪を検討する者等を市町村長が「準住民」と認定し、割引住民運賃まで引き下げることが可能
- (4) 引下げ下限運賃
 - フェリー: JR在来線並
 - 高速船: JR特急自由席並
 - ジェットフォイル: JR特急指定席並
 - ※交付金による割引住民運賃の水準は、事業実施主体において決定
- (5) 交付対象経費
現行住民運賃からの引下げ経費
- (6) 負担割合
国 5.5/10 地方公共団体 4.5/10

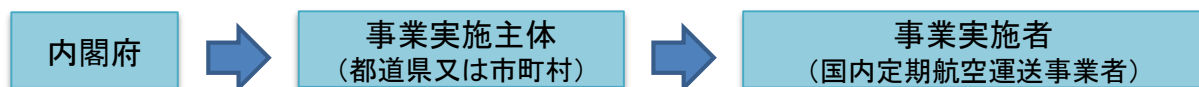
特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、**住民の航空路運賃を新幹線運賃並み**まで低廉化する経費の一部を支援する。

航空路運賃は**平均38%**引き下げ（数字は現行住民運賃からの割引率の単純平均）

主な航空路の運賃低廉化のイメージ



【交付金の流れ】



交付率55/100
特別交付税措置

※割引住民運賃の水準は、事業実施主体が決定（必要に応じて地方公共団体や事業者等で構成する協議会にて協議）

事業の概要

- (1) 事業実施主体
地方公共団体（都道府県又は市町村）
- (2) 事業実施者
国内定期航空運送事業者（日常拠点性を有する同一都道府県離島定期航路路線及びこれに準ずる路線）
- (3) 低廉化の対象者
 - ① 特定有人国境離島に居住する者
 - ② これに準ずると市町村長が認める者
※離島での移住・定住や継続的来訪を検討する者等を市町村長が「準住民」と認定し、割引住民運賃まで引き下げることが可能
- (4) 引下げ下限運賃
新幹線運賃並（38円/km）
※交付金による割引住民運賃の水準は、事業実施主体において決定
- (5) 交付対象経費
普通運賃の26%割引額又は現行住民運賃のいずれか低い額から引下げ後運賃への引下げ経費
- (6) 負担割合
国 5.5/10 地方公共団体 4.5/10

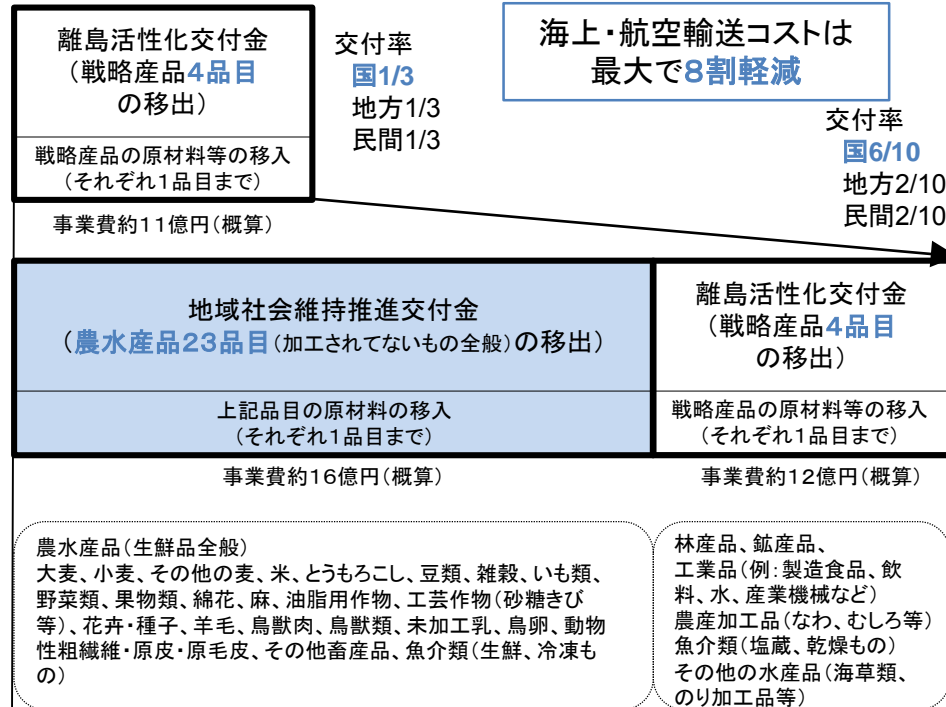
特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、**農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用**を支援

事業の概要

- 事業実施主体
地方公共団体（都道府県又は市町村）
- 事業実施者
民間団体等（農業協同組合、漁業協同組合、地域商社等の出荷団体、本土の仕入れ業者等）
- 対象品目
 - ①本土に出荷する農水産物最大23品目（加工されていないもの全般）の**移出**
 - ②移出する1品目に対する原材料等1品目の**移入**（飼料、水、箱等）

※①以外の品目についても、戦略産品として離島活性化交付金（国土交通省）により4品目まで輸送費の支援が可能
- 対象経費
海上輸送又は航空輸送に係る経費（荷捌き経費、往路又は復路の空荷輸送経費を含む）
- 負担割合
国6/10（地方公共団体の負担の3倍を超えない額）、地方公共団体2/10、事業者2/10

現状



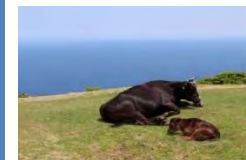
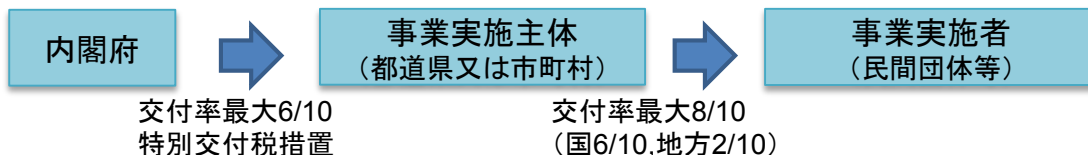
新交付金と離島活性化交付金拡充による措置

移出対象品目

※港湾調査の品目分類表の小分類

農協、漁協等の**出荷団体からの出荷の輸送費**のほか、本土の卸、商社、製造メーカー等からの**直接仕入れに係る輸送費**も支援可能とし、**新たな販路拡大**を促進

【交付金の流れ】



特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を最長5年間支援

創業支援 (事業費600万円まで)

- 特定有人国境離島地域住民による創業資金(設備資金、運転資金)の支援
- UIJターン移住者や地域おこし協力隊卒業者の創業資金の支援し、定住・定着を促進
- やる気がある若い人を後継者として事業を引き継ぐ場合(事業承継)の設備や施設の改修費等の支援し、廃業に歯止め

特定有人国境離島での開業件数 729件(経済センサス2014)→ 年間170件増加目標



廃校を活用した酒蔵などの生産加工施設や、古民家を改修して地元食材を使った料理を提供するカフェなどをオープン



旅行者に貸し出す自転車や釣り具、マリンレジャーなどの道具を整備し、レンタルショップをオープン

事業拡大支援 (事業費最大1600万円まで)

- 新しく人を雇って生産能力の拡大やサービスの付加価値向上を行う事業者の設備投資資金や運転資金の支援
- 地元産品の販路拡大等のために地域外に設立した地域商社に産品を納品する地元加工工場等の生産力拡大のための設備投資資金の支援(地域内での雇用増が必要)
- 島内の事業所がUIJターン者や地域おこし協力隊卒業者を新たに雇用して事業拡大を行う場合の雇い入れを支援し、定住・定着を促進

事業の概要

- (1)事業実施主体
地方公共団体(都道府県又は市町村)
- (2)事業実施者
 - ① 特定有人国境離島地域内に事業所を有する事業者又は事業所を設置しようとする事業者
 - ② 特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として事業を実施する者
- (3)対象経費
 - ①設備費、改修費(設備投資資金)
 - ②広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、研究開発費、島外からの事務所移転促進費、従業員の資格取得・講習受講経費(運転資金)

※地域社会を維持するうえで特に重要と認められる事業については、1年毎に延長可能(最長5年間まで)
- (4)事業費上限
創業支援:事業費600万円
事業拡大:事業費1600万円
※設備投資を伴わない事業拡大:事業費1200万円
- (5)負担割合
国 1/2、地方公共団体 1/4、事業者 1/4

このほか、利子補給制度により、最大3年間の元金据置・実質無利子の融資で事業資金を支援

【交付金の流れ】

交付率最大1/2
特別交付税措置

交付率最大3/4

内閣府

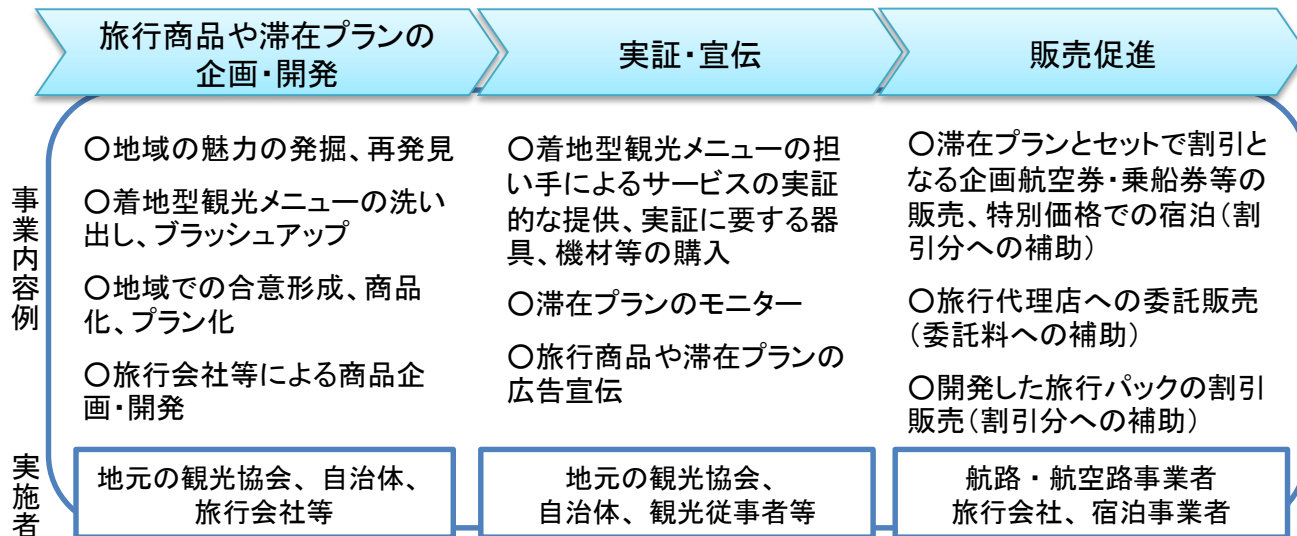
事業実施主体
(都道府県又は市町村)

事業実施者
(民間団体等)

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金④（滞在型観光促進）

特定有人国境離島にて「もう一泊」※したいと旅行者に思わせるような島での食や体験といった地域の魅力の旅行商品化や、観光サービスの担い手の育成などの取組を支援（※「日帰り」から「一泊」へ、「一泊」から「二泊」へ、など「もう一泊」の工夫）

地元における魅力的な現地観光サービス・人づくりの促進と大手旅行会社等による新しい旅行商品化を促進



事業の概要

(1) 事業実施主体

地方公共団体（都道府県又は市町村）

(2) 事業実施者

- ① 地方公共団体（都道府県又は市町村）
- ② 地方公共団体、観光協会、民間事業者等により構成される協議会等
- ③ 観光協会、旅行会社、運送・宿泊サービス事業者その他滞在型観光を担う民間事業者等

(3) 対象経費

- ① 旅行商品、企画乗船券・企画航空券又は滞在プランの企画・開発・宣伝費
- ② 旅行商品に組み入れる観光サービスの提供のための実証経費
- ③ 企画、開発した旅行商品等の販売を促進するための経費（割引分）

(4) 負担割合

国 5.5/10、地方公共団体 4.5/10

【交付金の流れ】

交付率最大5.5/10
特別交付税措置

内閣府

事業実施主体
(都道府県又は市町村)

対象経費を補助

事業実施者（協議会形式も可）

- ・旅行会社
- ・観光協会
- ・運送・宿泊サービス事業者
- ・地元の観光従事者等



採れたての魚介類を使った漁師めしを提供、ネイチャーガイドによる島めぐり・トレッキング等を含む滞在プランを企画。参加者から評価を収集し、プランをブラッシュアップ



マリンアクティビティや星空ツアー等の体験型のツアーを企画。雑誌等で情報発信し、ツアーの販売を旅行業者に委託又はツアーとセットの企画航空券として割安で販売